

お知らせ

事業主の皆さまへ

従業員の個人住民税の特別徴収(給与)への移行にご理解とご協力をお願いします

■給与所得者の個人住民税は特別徴収(給与天引き)が法律等で義務付けられています

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者(給与支払者)が毎月、従業員(給与所得者)に支払う給与から特別徴収(天引き)し、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが、地方税法および佐渡市の条例で義務付けられています。(従業員が一人だけ、従業員が家族だけであっても、特別徴収をしなければならぬことになっていきます。)

■所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳したりする必要はありません

所得税の源泉徴収の事務手続きとは異なり、事業者が税額を計算する必要はありません。

市町村が、毎年5月に事業者(給与支払者)に対して、『給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書』により月々に特別徴収すべき税額をお知らせしますので、その税額を毎月

の給与から特別徴収し、翌月の10日までに合計税額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

■従業員の納税に係る負担が軽減されます

従業員一人一人が、納税のために金融機関や市町村窓口に向く手間を省くことができます。また、特別徴収以外の方法による納税の回数が通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員の方の1回あたりの納税額の負担が少なくなります。

お問い合わせ

市役所税務課 市民税係

☎63-5110

第13回佐渡市中学校ものづくり展示会を開催します

市内の中学生が「技術・家庭」の授業等で制作した木工・電気作品、被服・幼児のおもちゃ等の作品を一斉に展示して「ものづくり教育」の促進を図ります。

生徒の丹精込めて制作した作品をぜひご覧ください。

日時 11月19日(土)

午前10時～午後3時

会場 あいぽーと佐渡

(両津夷384-11)

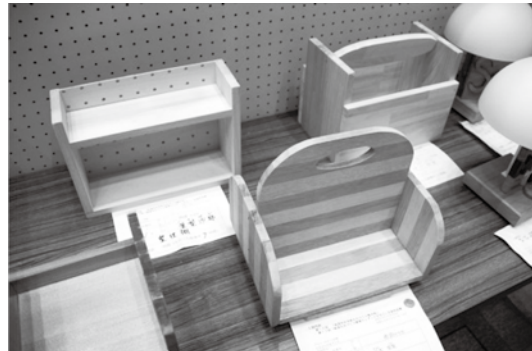
入場料 無料

主催 佐渡市中学校教育研究会

お問い合わせ

南佐渡中学校(担当：川原)

☎88-2102



思いを込めて作りあげた作品を展示

佐渡歯科医師会 在宅歯科医療連携室の 職員を募集します

佐渡歯科医師会では、地域の医療・介護・福祉などの連携を進めるため、歯科衛生士の資格を持つ方を募集しています。

非常勤職員

募集人数 1人(年齢・経験は不問)

必要資格 歯科衛生士

勤務地 佐渡市内(診療所や病院)

の勤務ではありません)

賃金 時給1,500円程度

交通費 勤務日数などにより変動

(月24,500円まで支給)

就業時間 月～金の午前9時から午後5時の時間のいずれか(週29時間程度)

業務内容 病院や介護施設、在宅などからの訪問歯科診療の依頼の受付、そのほかの連携に関する業務。(歯科医院勤務ではありません。未経験者でも懇切丁寧に業務内容をご説明いたします)

選考方法 面接

登録歯科衛生士

歯科衛生士の方が、在宅歯科医療連携室に登録し、在宅等で口腔ケア等の必要な方がおられた場合に、現地へ赴き必要な口腔ケアや衛生指導を行います。出務があった際には、報酬が支払われます。診療所や病院の勤務ではありません。歯科衛生士の資格を持っているが、現在は歯科の仕事をしていない方など、どうぞお問い合わせください。

お問い合わせ

佐渡在宅歯科医療連携室

(相川一丁目裏町2番地)

渡部歯科医院内)

担当 山城利恵

☎080-2131-9100

※募集期間は特に定めておりません。